

○食品、添加物等の規格基準の一部改正について

(平成六年一月二六日)

(衛食第二一四号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生省生活衛生局食品保健課長通知)
食品、添加物の規格基準(昭和三四年一月厚生省告示第三七〇号)の一部が平成六年一月二六日厚生省告示第三九二号をもって改正され、その運用については、平成六年一月二六日衛食第二一二号をもって厚生省生活衛生局長から、各都道府県知事、政令市長及び特別区長あて通知されたところであるが、更に左記の点に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

1 泉源の衛生管理

原水は、汚染を防止するため、泉源地及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保には十分配慮するよう必要に応じ指導されたい。環境汚染の指標として、界面活性剤、フェノール類、農薬、PCB類、鉱油、多環芳香族炭化水素が挙げられる。これらが検出された場合には、汚染の原因を解明し、検出されないもののみをミネラルウォーター類の原水として使用するよう指導されたい。

なお、指導に当たり疑義が生じた場合は、当課と協議されたいこと。

2 高濃度にフッ素を含有するミネラルウォーター類について

〇・八 mg/l を超えるフッ素を含有する原水を用いて製造されたミネラルウォーター類にあつては、「七歳未満の乳幼児は、このミネラルウォーターの飲用を控えてください。(フッ素濃度〇mg/l)」の旨の表示をするよう指導されたい。

なお、この場合の指導に当たっては、事前に当課と協議されたいこと。